

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）について

1 要旨・目的

令和 3 年 7 月の静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）が令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

松江市では、令和 5 年度より法第 4 条に基づく基礎調査を実施し、法第 10 条第 1 項の「宅地造成等工事規制区域」及び法第 26 条第 1 項の「特定盛土等規制区域」の規制区域案（基礎調査結果）を作成しました。

2 規制区域（案）の考え方

(1) 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアが規制区域に指定されます。

(2) 規制区域の範囲

国から示された「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」に基づき、別図のとおり、全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となるように作成しました。

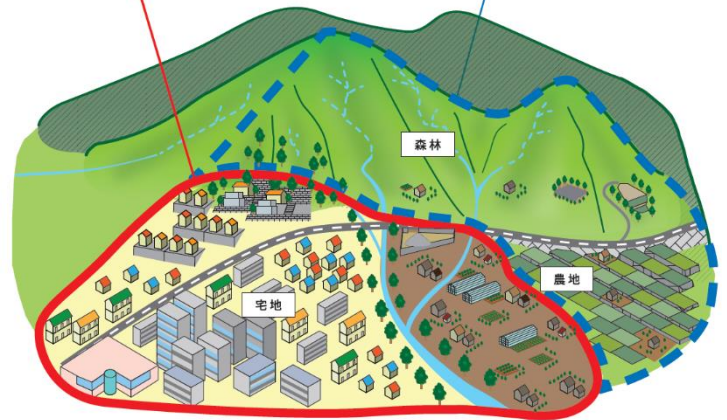
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



3 規制開始時期

令和 7 年 6 月末頃を予定

4 許可の必要となる工事について

規制区域の指定後は、以下の盛土等については、法に基づく許可が必要となります。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		